

宮崎県工事請負契約約款・同運用基準の一部改正について

これまで社会保険等の未加入対策に取り組んできたところではありますが、下記のとおり、宮崎県工事請負契約約款及び同運用基準の改正を行い、当該取組をさらに促進することとしましたので、御承知おきください。

記

第1 宮崎県工事請負契約約款の一部改正について

1 改正の内容

(1) 約款第3条関係

受注者は、契約締結後14日以内に請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を提出しなければならないこととし、内訳書には健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）に係る事業者負担分である法定の法定福利費を明示するものとします。

※入札時に提出する工事費内訳書と同内容を記載し、内訳表の欄外下に法定福利費を記入して提出してください。

(2) 約款第7条の3関係

下請契約を締結する建設工事において、受注者は、原則として、社会保険等未加入の建設業者を下請契約の相手方としてはならないこととします。発注者が、社会保険等未加入の建設業者を下請契約の相手方とすることを例外的に認めた場合であっても、発注者が指定する期間内に下請人が社会保険等の届出をした事実が確認できる書類を提出しなければなりません。

2 社会保険等未加入建設業者の定義

建設業許可を有する者で、次のいずれかの届出の義務を履行していないものをいいます。ただし、当該届出の義務がない者を除きます。

- (1) 健康保険法第48条の規定による届出
- (2) 厚生年金保険法第27条の規定による届出
- (3) 雇用保険法第7条の規定による届出

3 約款第7条の3に違反したことによるペナルティ

周知期間を考慮し、令和2年4月1日以降、入札参加資格停止等のペナルティを課すこととしますので、御留意ください。

4 施行日

令和元年10月1日

第2 宮崎県工事請負契約約款運用基準

1 改正の内容

約款第3条第1項に規定する内訳書の様式を定めました。

約款第7条の3第2項に規定する「特別の事情」の判断基準及び「発注者の指定する期間内」の期間を定めました。

2 内訳書の提出

令和元年10月1日以降に契約する全ての建設工事において、契約締結後14日以内に法定福利費を明示した内訳書を提出してください。

3 施行日

令和元年10月1日